

## 令和元年度中央市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度中央市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98,789千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,816,902千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 市 税	
	3 軽 自 動 車 税
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金
9 地 方 特 例 交 付 金	
	1 地 方 特 例 交 付 金
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金
10 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
12 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 負 担 金
14 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
	3 委 託 金
18 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
	2 特 別 会 計 繰 入 金
20 諸 収 入	
	3 雑 入
21 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,503,836	1,300	4,505,136
106,404	1,300	107,704
30,000	△14,000	16,000
30,000	△14,000	16,000
26,900	26,872	53,772
26,900	2,872	29,772
0	24,000	24,000
2,009,010	481,284	2,490,294
2,009,010	481,284	2,490,294
310,874	△25,841	285,033
310,874	△25,841	285,033
1,744,981	41,968	1,786,949
1,163,956	38,219	1,202,175
573,478	3,749	577,227
850,500	15,185	865,685
449,099	14,923	464,022
318,611	317	318,928
82,790	△55	82,735
1,864,825	△415,037	1,449,788
1,857,824	△415,044	1,442,780
7,001	7	7,008
1,043,040	80	1,043,120
1,030,557	80	1,030,637
2,571,768	△210,600	2,361,168
2,571,768	△210,600	2,361,168
15,915,691	△98,789	15,816,902

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 徴税費
	4 戸籍住民基本台帳費
	7 統計調査費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	3 生活保護費
6 農林水産業費	
	1 保健衛生費
8 土木費	
	1 農業費
10 教育費	
	4 都市計画費
	1 教育総務費
	2 小学校費
	3 中学校費
	4 社会教育費
5 保健体育費	
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,659,388	2,700	1,662,088
1,153,324	△344	1,152,980
224,834	4,244	229,078
125,237	△1,149	124,088
3,531	△51	3,480
4,552,700	93,251	4,645,951
1,961,834	17,989	1,979,823
2,197,826	49,794	2,247,620
321,316	25,468	346,784
822,898	2,424	825,322
400,920	2,424	403,344
588,426	15,315	603,741
581,301	15,315	596,616
2,251,171	6,455	2,257,626
1,804,417	6,455	1,810,872
3,432,796	△218,934	3,213,862
122,789	△2,400	120,389
2,153,113	△250,000	1,903,113
125,564	470	126,034
191,268	4,888	196,156
840,062	28,108	868,170
15,915,691	△98,789	15,816,902

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額 (千円)	年度	年割額 (千円)	総額 (千円)	年度	年割額 (千円)
10 教育費	2 小学校費	豊富小学校 施設整備事業	160,000	平成 30 年度	103,500	884,130	平成 30 年度	103,500
				令和 元 年度	15,250		令和 元 年度	489,380
				令和 2 年度	15,250		令和 2 年度	265,250
				令和 3 年度	26,000		令和 3 年度	26,000

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額 (千円)
8 土木費	4 都市計画費	都市公園建設事業	783,892
合 計			783,892

2 変更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額 (千円)	金額 (千円)
10 教育費	2 小学校費	豊富小学校施設整備事業	749,170	25,040

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
株式会社山梨中央銀行（以下「甲」という）が笛吹川沿岸土地改良区（以下「乙」という）に貸し付けた、かんがい排水事業資金にかかる損失補償	甲が乙に貸付けた日から、甲が補償の履行日として指定する日まで	借入元金7,124千円の損失確定日における元利合計及び遅延損害金に相当する額
株式会社山梨中央銀行（以下「甲」という）が笛吹川沿岸土地改良区（以下「乙」という）に貸し付けた、かんがい排水事業資金にかかる損失補償	甲が乙に貸付けた日から、甲が補償の履行日として指定する日まで	借入元金8,409千円の損失確定日における元利合計及び遅延損害金に相当する額
株式会社山梨中央銀行（以下「甲」という）が笛吹川沿岸土地改良区（以下「乙」という）に貸し付けた、かんがい排水事業資金にかかる損失補償	甲が乙に貸付けた日から、甲が補償の履行日として指定する日まで	借入元金11,127千円の損失確定日における元利合計及び遅延損害金に相当する額
株式会社山梨中央銀行（以下「甲」という）が笛吹川沿岸土地改良区（以下「乙」という）に貸し付けた、かんがい排水事業資金にかかる損失補償	甲が乙に貸付けた日から、甲が補償の履行日として指定する日まで	借入元金6,272千円の損失確定日における元利合計及び遅延損害金に相当する額
株式会社山梨中央銀行（以下「甲」という）が笛吹川沿岸土地改良区（以下「乙」という）に貸し付けた、かんがい排水事業資金にかかる損失補償	甲が乙に貸付けた日から、甲が補償の履行日として指定する日まで	借入元金11,459千円の損失確定日における元利合計及び遅延損害金に相当する額
合 計		—

## 第5表 地方債補正

### 1 追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償 還 の 方 法
地方道路等整備事業債	262,300	普通 貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	97,400			
合 計	359,700			

### 2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
公共事業等債	80,800	普通 貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。	85,100	普通 貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協議する。 ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合併特例事業債	1,436,900				1,104,200			
臨時財政対策債	420,000				396,600			



### 3 廃止

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
一 般 事 業 債	218,500	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金 については、 その融資条 件により、銀 行その他の 場合には、そ の債権者と 協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、若 しくは、繰上 償還又は低 利に借換え することができる。	—	—	—	—



## 令和元年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,213,828千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 国 民 健 康 保 險 税	
	1 国 民 健 康 保 險 税
6 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
620,844	94,134	714,978
620,844	94,134	714,978
278,591	△18,158	260,433
241,289	19,144	260,433
37,302	△37,302	0
3,137,852	75,976	3,213,828

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
6 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金
7 諸 支 出 金	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
54,214	19,144	73,358
49,082	19,144	68,226
1	36,746	36,747
1	36,746	36,747
3,119	20,086	23,205
3,118	87	3,205
1	19,999	20,000
3,137,852	75,976	3,213,828





## 令和元年度中央市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和元年度中央市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,070,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項
7 繰 入 金		
		1 一 般 会 計 繰 入 金
8 繰 越 金		
		1 繰 越 金
歳 入		合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
318,360	1,136	319,496
318,360	1,136	319,496
1,000	11,404	12,404
1,000	11,404	12,404
2,057,574	12,540	2,070,114

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
2 保 険 給 付 費	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費
4 諸 支 出 金	1 償 還 金 2 繰 出 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
51,732	1,136	52,868
34,320	1,136	35,456
1,921,821	0	1,921,821
1,762,473	0	1,762,473
402	11,404	11,806
402	11,397	11,799
0	7	7
2,057,574	12,540	2,070,114



## 令和元年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）

令和元年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,639千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,723千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 繰 入 金	
	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
15,451	△2,639	12,812
15,451	△2,639	12,812
16,362	△2,639	13,723

歳 出

款	項
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
15,450	△2,639	12,811
15,450	△2,639	12,811
16,362	△2,639	13,723



## 令和元年度中央市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度中央市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,661千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,249,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
5 繰 越 金	
	1 繰 越 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,000	1,661	6,661
5,000	1,661	6,661
1,247,940	1,661	1,249,601

歳 出

款	項
1 総務費	1 総務管理費
歳 出	合 計



(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
240,768	1,661	242,429
240,768	1,661	242,429
1,247,940	1,661	1,249,601